

道の駅なかやま電気自動車充電機器設置事業仕様書

1 事業の名称

道の駅なかやま電気自動車充電機器設置事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

本市では、令和4年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、伊予市環境基本計画を策定し、市内の温室効果ガス削減に向けた取組を推進しているところである。

道の駅なかやまは幹線道路沿いに位置し、自動車利用者が立ち寄りやすい立地条件を備えていることから、電気自動車（以下「EV」という。）ユーザーにとって利便性の高い施設であり、広域的な移動を支える充電拠点として有効である。

公共施設などへのEVの充電設備を導入することでゼロカーボンを推進していくための環境の整備を目的とする。

3 事業の概要

(1) 事業内容

本事業の実施に当たって、以下の事項を実施する。ただし、事業者の選定後、別途本市と締結する個別協定書において、最終決定する。

- ア 下記4に示す場所に設置する充電器本体の設置
- イ ブレーカーや証明用電気計器（子メーター）等の購入・設置
- ウ 下記6に示す期間中における充電器の維持管理
- エ 市民への充電サービスの提供・運営
- オ 利用者への周知・広報
- カ 使用実態等の各種データの収集、本市への提供
- キ 既存の普通充電器の撤去・処分

(2) 本市の業務内容

本市は、本事業の実施に当たって、以下の事項を実施又は協力する。ただし、事業者の選定後、別途本市と締結する個別協定書において、最終決定する。

- ア 市ホームページによる利用者への周知・広報
- イ 行政財産の使用に関する必要な手続き

4 設置場所（充電設備の設置場所）

EV充電器の設置場所及び設置方法は、次のとおりとする。

(1) 設置場所

道の駅なかやま駐車場（愛媛県伊予市中山町中山子 271 番地）

既存普通EV充電器の基礎を利用して設置するものとする。ただし、寸法上既存基礎の利用が困難である場合は、当該基礎を撤去し、新たに基礎を設けることができる。

なお、既存基礎の寸法は 1.4 m²（140cm×100cm）である。

5 充電器の種類

急速充電器（50kWを想定）とする。

6 実施期間

EV充電器設置に係る設置箇所の選定、国への補助金申請等については「基本協定」を締結し、その協定期間は、おおむね5年とする。

基本協定に基づきEV充電器を設置する際には、別途「個別協定」を締結し、その協定期間は、本市と事業者とで協議して定める。

なお、実施期間終了後の取扱いは、双方の協議によるものとし、協議の結果、当該契約期間を延長することができる。

7 費用負担

下記の費用については事業者の負担とする。

- (1) EV充電器の本体費用
- (2) EV充電器の設置費用
- (3) 電気料金（使用電力量）
- (4) 保守・点検・保険料・故障時の対応に係る費用
- (5) 通信費・システム利用料金
- (6) 引込柱本体・基礎工事費用
- (7) 受電設備（電気計器盤・ブレーカー等）
- (8) 電気・配線工事費用
- (9) 既設の普通充電器（1台）の撤去費用 ※型番 Panasonic DNXC300RK
- (10) その他本事業に関する費用

8 土地使用料

伊予市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第5条を適用し、免除とする。

9 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

参考：令和6年度の急速充電器利用実績 392件 2,250kWh

10 災害時における災害対応車両の優先利用について

本市に災害対策本部が設置され、又はこれに準ずる非常体制がとられた場合には、公務の遂行のために使用する災害対応車両の利用を優先的に受け入れること。

11 運営・問い合わせ対応

- (1) 組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等に対処するため、連絡及び対応が可能な運営体制とすること。
- (3) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに対応すること。
- (4) 利用者の個人情報等は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

12 事業報告

充電器の利用実態に関する各種データを収集し、本市からの求めがあった場合には、当該データを本市へ提供すること。

13 その他

- (1) 実施事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、実施事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (2) 実施事業者は、関係法令を遵守し、誠実に事業を履行すること。
- (3) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る事業の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、市と協議した上で事業を進めること。